

令和8年度【後期】国立高等専門学校機構における 授業料免除申請要項

«※災害等特別な事由に該当する場合のみ対象»

<目次>

- I 高専機構の授業料免除制度について
- II 申請の流れ
- III 提出書類
- IV 提出書類様式

<提出期限等>

提出先：学生課学生係

申請書類	提出期限
授業料免除申請書	令和8年10月21日（水）
その他の書類	令和8年10月21日（水）

(注)

1. 申請書類に不備・不足等がある場合は受付できません。
2. 提出期限までに申請書類が提出されなかった場合は、申請がなかったものとみなします。
3. 提出期限後の提出については受付できません。
4. ご不明な点等ありましたら、学生課学生係（TEL：0836-35-4976）までお問い合わせください。

宇部工業高等専門学校

I 高専機構における授業料免除制度について

高専機構における授業料免除は下記のとおりです。授業料免除の種類により、対象学年や要件が異なります。**※特別な事由に該当する場合のみ対象となる制度です。**

詳細は3ページ以降をご覧ください。

種類		対象学年	認定要件等
高専機構における授業料免除	災害等による特別な事由による場合	全学年 (本科1～3年生は就学支援金対象外の方)	学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
	その他特別な事由の場合①	本科1～3年生	次のいずれかに該当 ● <u>就学支援金制度の支給上限36月を超えていて</u>,かつ,学業成績優秀 ● 学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合 ● 就学支援金制度において,課税証明書が発行されない等の理由により加算が認められない者で,かつ,学業成績優秀
	その他特別な事由の場合②	本科4・5年生 専攻科生	学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合

※新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変が発生した場合は、学生係へご連絡ください。

1 国立高等専門学校機構における授業料免除

(1) 災害等による特別な事由による場合

次の①又は②に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

- ① 免除算定基準日（後期授業料は10月1日）前6月以内において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(2) その他特別な事由の場合

他の授業料免除の対象とならない学生のうち、以下①～④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると選考機関が認める場合

- ① 免除算定基準日前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ② 在学した期間を超える等、就学支援金の受給資格のない本科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。

※2 「学業優秀」とは、一年次、専攻科一年次及び編入学生については、中学校在学時の成績（専攻科及び編入学生は、直前に在籍していた学校）又は入試成績が入学者の上位2／3以上であること、あるいはそれと同等と認められること。また、二年次以上については、本校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2／3以上であること、あるいはそれと同等と認められることです。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者（授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。）は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

2 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、学生・保護者宛に文書で通知します。

3 その他

- 申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
- 前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれ各期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- 前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- 授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

Ⅱ 申請の流れ

①	申請書の提出 (提出期限：10月21日(水))
	下記「Ⅳ 提出書類様式」に記載の「(様式1) 授業料免除申請書」を提出します。 ※様式は本校ウェブサイトに掲載しています。



②	家族状況等申告書(様式2)の作成
	家族状況等申告書(様式2)を作成し、申請に必要な証明書類等を確認します。



③	家族状況等申告書(様式2)・所得証明書等の提出 (提出期限：10月21日(水))
	家族状況等申告書(様式2), 所得証明書やその他必要な書類を揃えて学生係に提出します。

高専機構の授業料免除の手続きは以上です。

Ⅲ 提出書類

区分	提出書類	発行機関等	提出期限
全員提出	☐ 授業料免除申請書 「高等教育の修学支援新制度による授業料等減免」に申請する場合は不要。	(様式1)	令和8年 10月21日(水)
	☐ 家族状況等申告書	(様式2)	令和8年 10月21日(水)
	☐ 市区町村発行の所得証明書 ・令和8年度分(令和7年1月1日～12月31日)についての記載があるもの ・合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳を記載したもので、免除申請者と生計を一とする世帯の全員分(就学者、15歳未満、専業主婦等含む) ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は、非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について、無収入申立書による申立てを行う場合は、新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。	市区町村役場 ※通常6月以降に発行	
	☐ 住民票(免除申請者と生計を一とする世帯全員分)の写し	市区町村役場	
該当者のみ	☐ 「家族状況等申告書」(様式2)により該当する書類	各機関	

Ⅳ 提出書類様式

下記の様式については、本校ウェブサイトに掲載しています。
必要な様式を各自でダウンロードして、記入のうえ提出してください。



宇部高専 HP

(提出書類掲載)

(様式 1) 授業料免除申請書

(様式 2) 家族状況等申告書

(様式 3) 給与支給（見込）証明書

(様式 4) 退職及び退職金支給証明書

(様式 5) 無収入申立書

(様式 6) 母子・父子世帯等申立書

(様式 7) 在学及び就学状況等証明書

(様式 8) 長期療養者に係る支出（見込）額等申立書

(様式 9) 主たる学資負担者（家計支持者）別居に係る支出（見込）額等申立書